

2020年1月8日

関係者各位

中央労働金庫は2020年4月1日より

「敷地内・屋内全面禁煙」をスタートします。

※既存の喫煙室及び屋外喫煙所は廃止し、屋内外共に全面禁煙とします。

※就業時間内禁煙を実施します。

当金庫では、2017年度に策定した「健康経営推進」に係る「中央労働金庫行動計画」において、「受動喫煙防止対策」を重点項目と位置付け、「営業店ロビー・ATMコーナー全面禁煙」「営業車全車禁煙」「禁煙タイムの設定」等の取組みを進めてきました。

今般、「健康増進法の一部を改正する法律」の施行に合わせ、望まない受動喫煙を防止するという社会的責任を果たすため、2020年4月1日より、「敷地内・屋内全面禁煙」とすることを決定しました。

本取組みの趣旨について、お客様のご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。今後も、役職員一丸となって受動喫煙防止対策を進めてまいります。

■ 当金庫の受動喫煙防止対策 ■

■ 今後の主な取組み内容

- 禁煙を希望する職員への禁煙外来補助金支給
- 禁煙チャレンジの取組み実施
- 専門家による講演および禁煙セミナー開催
- 情勢に応じた情報提供
- 年1回受動喫煙全職員アンケート実施



■ これまでの受動喫煙防止対策

2004年9月	営業店ロビー・ATMコーナーの全面禁煙
2010年2月	禁煙タイムの設定
2017年3月	営業車両全車禁煙
2017年4月	中央労働金庫健康経営宣言を発信し、重点項目「受動喫煙防止対策」の取組み実施
2018年2月	受動喫煙及び禁煙に関する全職員アンケートの実施
2018年9月	労使による受動喫煙防止対策検討チーム発足
2019年4月	健康経営に係る「第2期行動計画」を策定し、受動喫煙防止対策を強化
2019年5月	世界禁煙デーに合わせた取組「終日禁煙デー」「1週間禁煙チャレンジ」「たばこ川柳」の実施

【本件に関するお問い合わせ】

中央労働金庫総務人事部（健康支援）担当：久保田

TEL:03-3293-1641 E-mail:chuo.kenkoushien@chuo-rokin.or.jp